

1. 地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な方針

(1) 本県産業の現状

本県は、古くから交通の要衝であり、人や物が交流する結節点として発展し、産業においては、主に繊維産業を中心に窯業、土石、木材、医薬など、いわゆる中小企業の地場産業が発展してきた。さらに、名神高速道路や東海道新幹線の開通、工業団地の造成により、急速に工業立地が進展し、現在では全国有数の工業県へと変貌を遂げている。平成 16 年度における県内総生産約 5 兆 9 千億円のうち、第 2 次産業の占める割合が 46.8%と、全国平均を大きく上回り、産業別に見ても、製造業の占める割合が高くなっている。

(2) 産業振興の方針

本県では、「滋賀県産業振興新指針」に基づき、本県の持つ地理的条件や多様な地域特性の活用による産学官連携体制の構築と、創造型・自律型産業構造への転換により県経済の活性化や雇用の安定を図っているところである。さらに、県政運営の新たな基本方針として現在策定を進めている「滋賀県基本構想」においても、地の利点・知の利点を活かした本県産業の競争力強化を戦略の一つとして、新規経済産業の創造や新たな事業活動への挑戦を支援するとともに、滋賀の特性を活かした産業の育成・支援を重点的な施策の方向と位置づけているところである。

(3) 地域産業資源活用事業の促進に関する方針

本県には、信楽焼等の特色ある鉱工業品が存在するほか、恵まれた風土を活かし、近江牛、近江米、近江の茶をはじめとする多彩な農林水産物やその加工品が育まれ、さらには琵琶湖をはじめとした自然景観および寺社、史跡などの観光資源が多数存在している。

これらの地域産業資源は、他の地域にはない“強み”であり、地域の中小企業がその価値を再認識し、事業活動に活用することにより、他の地域の企業との差別化を図り、商品やサービスの付加価値を高めるための重要な要素となり得るものである。県内事業所のうち、中小企業が 99.45%を占めていることから、地域経済を支える中小企業の創意あふれる事業活動を展開できるよう支援していくことは、地域経済の発展を図るうえで極めて重要である。

さらに、これらの地域産業資源を、先端技術やデザイン等と融合させることで、現代の感性に訴える商品やサービス、コンテンツ等を生み出す“滋賀ならではの”の取り組みを推進することにより、地域ブランド力を高め、地域経済の活性化を図る必要がある。

こうした中、経済産業省中小企業庁では、地域の強みとなる地域産業資源を活用して新商品・新サービスを開発しようとする中小企業を総合的に支援するため、「中小企業地域資源活用プログラム」を平成 19 年度に創設し、プログラムの中心である「中小企業地域資源活用促進法」を平成 19 年 6 月に施行したところである。本法は、中小企業による地域産業資源活用事業

を促進する各種支援措置を設けるとともに、国が基本方針を策定し、それに基づき各都道府県が「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」（以下「基本構想」という。）を策定することを定めている。

国の基本方針では、地域資源活用事業を促進する意義や基本的な方向性を示すとともに、都道府県が基本構想において特定する地域産業資源の基本的な考え方や、企業が策定する事業計画の認定基準を示している。

こうしたことを踏まえ、本県においても基本構想を策定し、創意工夫と進取の精神をもって地域産業資源活用事業にチャレンジする県内中小企業の取り組みを、国の施策等と併せて効果的かつ総合的に支援し、本県経済の活性化を図っていくこととする。基本構想では、地域経済活性化の観点から、地域資源活用事業の促進に関する基本的な方針を示すとともに、地域産業資源の内容、地域産業資源活用事業を促進するための方策を以下に示す。

なお、基本構想で定める地域産業資源の内容や施策の推進については、県庁内関係部局との横断的な連携を図るとともに、市町、商工会、商工会議所、農業協同組合、観光協会およびこれらの県域組織、中小企業団体中央会等の地域の関係団体の意見を反映するほか、中小企業による地域産業資源活用事業の実態等に応じて、機動的に見直し、充実を図っていくこととする。

2. 地域産業資源の内容

本県において、中小企業による事業を促進する意義があると考えられる地域産業資源は以下のとおりである。

なお、地域産業資源の内容を定めるに当たっては、下記の考え方を基本とし、市町、商工会、商工会議所、農業協同組合、観光協会およびこれらの県域組織、中小企業団体中央会等の推薦を踏まえて地域産業資源の指定を行った。

地域産業資源の内容を定めるための基本的な考え方

(「地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針」より)

- ・ 「農林水産物」「鉱工業品及び当該鉱工業品の生産に係る技術」「文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源」の三類型のいずれかに該当すること。(農林水産物の加工品は「鉱工業品」に区分する。)
- ・ 大企業や特定企業のみが活用できるものでなく、地域の中小企業が現にあるいは潜在的に活用可能であり、その活用を促進することで当該資源を共有する他の中小企業の事業活動や当該事業と密接に関連する事業活動を促進する可能性が高いものであること。
- ・ 他地域の同種の産業資源と比べて生産量、品質、機能、外観、歴史的又は文化的背景等の面で顕著な特徴を有しており、それによって一般消費者等に相当程度認識されていること。

(1) 農林水産物

名称	地域産業資源に係る地域
朝宮茶	甲賀市
アドベリー(ボイズンベリー)	高島市
近江牛	県下全域
近江しゃも	県下全域
近江の茶	大津市、甲賀市、東近江市、日野町
近江の伝統野菜	県下全域
近江米	県下全域
北山茶	日野町
瀬田しじみ	大津市
土山茶	甲賀市
秦荘のやまのいも	愛荘町
彦根梨	彦根市
日野菜	日野町
琵琶湖産鮎	県下全域
琵琶湖のヨシ	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、安土町、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、湖北町、高月町、木之本町、西浅井町、高島市
ビワマス	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、安土町、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、湖北町、高月町、木之本町、西浅井町、高島市
ホンモロコ	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、安土町、東近江

	市、彦根市、米原市、長浜市、湖北町、高月町、木之本町、西浅井町、高島市
万葉の植物「ムラサキ」	東近江市
守山メロン	守山市
ヤーコン	高島市
余呉湖のわかさぎ	余呉町

〔50音順〕

(2) 鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術

名称	地域産業資源に係る地域
伊吹もぐさ	長浜市
近江雁皮紙	大津市
大津絵	大津市
木彫工芸品(上丹生の木彫り)	米原市
甲賀・日野の薬	甲賀市、日野町
湖魚の食文化(湖魚のなれずし、湖魚の佃煮、アメノイオご飯)	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、安土町、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、湖北町、高月町、木之本町、西浅井町、高島市
湖東麻織物(近江上布)	東近江市、彦根市、愛荘町、豊郷町
信楽焼	甲賀市
高島市内産建築用木材(スギ)	高島市
高島扇骨	高島市
高島綿織物(高島クレープ、高島楊柳、高島帆布)	高島市
竹細工	近江八幡市
丁字麩	近江八幡市
丁稚羊羹	近江八幡市
八幡赤こんにゃく	近江八幡市
八幡瓦(鬼瓦)	近江八幡市
八幡靴	近江八幡市
浜ちりめん	長浜市
彦根バルブ	東近江市、日野町、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、米原市
彦根仏壇	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、米原市
彦根ファンデーション(下着・補正着)	彦根市

鮎ずし	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、安土町、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、湖北町、高月町、木之本町、西浅井町、高島市
水口かんぴょう	甲賀市
木珠(木製数珠)	近江八幡市
和楽器系(三味線系、琴系)	木之本町

〔50音順〕

(3) 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

名称	地域産業資源に係る地域
アグリパーク竜王	竜王町
安土城跡	安土町
伊吹山	米原市
ヴォーリス建築物	近江八幡市
近江国庁跡	大津市
近江商人商家の町並み	近江八幡市
近江商人屋敷(金堂の町並みと川並地区)	東近江市
近江八幡の水郷	近江八幡市
近江妙連(ハス)の群生地	守山市
沖島	近江八幡市
雄琴温泉	大津市
小谷城跡	湖北町
尾上温泉	湖北町
オランダ堰堤	大津市
河内の風穴	多賀町
観音寺城跡	安土町
木之本宿	木之本町
黒壁ガラス館	長浜市
湖東焼の窯元	彦根市
湖南三山(常楽寺・長寿寺・善水寺)	湖南市
湖北地域の十一面観音	高月町、木之本町
湖北町水鳥公園	湖北町
信楽焼の窯元	甲賀市
賤ヶ岳(賤ヶ岳古戦場)	余呉町、木之本町
瀬田唐橋	大津市

瀬田川	大津市
瀬田丘陵生産遺跡群	大津市
多賀大社	多賀町
建部大社	大津市
建部大社船幸祭	大津市
中央分水嶺・高島トレイル	高島市
堂ノ上遺跡	大津市
中山道 武佐宿	近江八幡市
長岡ゲンジボタルの生息地	米原市
西の湖	安土町
布引焼の窯元	東近江市
梅花藻の群生地	米原市
彦根城	彦根市
琵琶湖の伝統漁法	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、安土町、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、湖北町、高月町、木之本町、西浅井町、高島市
琵琶湖のヨシの群生地	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、安土町、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、湖北町、高月町、木之本町、西浅井町、高島市
びわこ文化公園	大津市
文芸の郷	安土町
守山ゲンジボタルの生息地	守山市
山本山・山本山城跡	湖北町
八日市大凧	東近江市
余呉湖	余呉町
横山岳	木之本町

〔 50 音順 〕

3. 地域産業資源を用いて行う地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化を推進する方策

本県において、中小企業による地域産業資源を活用した事業を促進し、地域経済の活性化を図るため、以下の施策を実施する。（平成19年度施策に基づき記載）

（1）個別地域産業資源に関する施策

2で掲げた地域産業資源にかかる振興施策やブランド育成等の施策については、以下のとおりである。

〔びわ湖材産地証明事業〕

県内の森林から産出された木材を「びわ湖材」として証明する「びわ湖材産地証明制度」を運営し、生産履歴を明示することで消費者の安心と信頼を得て、地産地消の地域循環型社会の創出に貢献する。

〔環境保全につなぐ間伐材製品利用促進事業〕

森林から搬出した間伐材で作った製品をPR効果の高い公共施設や学校に設置し、県民が木の良さを体感できる場を提供することにより、森林や間伐材利用の重要性を普及啓発する。

〔木の香る淡海の家推進事業〕

地球温暖化防止の観点から、住宅分野でも地産地消を進めることが大切であるため、住宅を建てたり耐震改修を行う県民に対して、びわ湖材を無償提供する。

〔木の学習机整備事業〕

小中学校等の学習机をスチール製から木製に転換することにより、びわ湖材の利用を促進するとともに、将来を担う児童生徒に木の良さを普及啓発する。

〔近江米安全安心・品質向上緊急対策事業〕

近江米の安全安心にかかる分析や品質分析、生産履歴、農産物検査等のデータを関係機関・団体で総合的に解析し、地域ごとに産地戦略を作成するとともに、生産者に対する啓発活動や販売戦略に基づく生産誘導を図る。

〔近江米グルメアップ推進事業〕

近江米のイメージアップとブランド化を進めるため、マスメディアを活用したPRやイベント等の活動を行うことで、「近江米」の販売促進・消費拡大を図る。

〔「近江の野菜」県内流通促進事業〕

県民の年間を通じて地場野菜を購入できる場所が欲しいというニーズに応えるため、農協、

全農、市場が連携、協力して量販店へ環境こだわり野菜を中心とした県産野菜を年間供給する流通システムの構築を図る。

〔しがの農水産物ブランド育成事業〕

J A等が地域ブランド農水産物を育成、流通を行うにあたり、そのための調査、戦略策定、そのための販路確保について支援を行い、地域農産物のブランド化を目指す。

〔アグリビジネスチャレンジ支援事業〕

加工、観光との連携、新たな販路開拓を行う先進的な生産者、農業法人を支援する。

〔県農産物輸出可能性検討事業〕

県農産物の海外への輸出試行活動や市場調査等を支援する。

〔消費者および関連事業者とのパートナーシップによるイメージ構築〕

県産農水産物を積極利用する店舗等の登録制度や、消費者等による農水産物店頭PRを行うことで県産農水産物を県内外に発信する。

〔「近江牛」ブランドの向上対策〕

「近江牛」に対する消費者の信頼確保とブランドの維持・高揚を図るため、「近江牛」の生産情報を発信する取り組みや、商標を活用した認証制度の構築を促進する。（平成19年5月「近江牛」が地域団体商標として登録）

- ・「近江牛」統一認証システム普及促進事業
- ・“活力ある”「近江牛」等生産流通対策事業

〔「近江牛」の生産振興と流通促進対策〕

「近江牛」の増頭を図るため、肥育素牛および繁殖素牛の導入の促進や、肥育和牛を飼養する施設の整備を推進する。

- ・“活力ある”「近江牛」等生産流通対策事業
- ・繁殖和牛基盤拡大事業
- ・高品質近江牛づくり事業

畜産まつりや、「近江牛」の生体・枝肉共進会の開催などを通じて、消費者に「近江牛」をPRする。

- ・“安全・安心「近江牛」こだわりの味”供給事業

〔「近江しゃも」生産振興対策〕

畜産技術振興センターから、近江しゃも普及推進協議会に「近江しゃも」の種卵を供給する。「近江しゃも」の更なるブランド化の推進を図るため、畜産技術振興センターにおいて、改良造成を実施する。

- ・家畜の改良増殖と優良種畜の譲渡事業

〔水産物産地流通機能強化対策事業〕

県漁連が行う魚食普及のための学校給食への湖魚利用促進事業への補助を行う。（19年度は未定ながら、ここ数年ビワマスを利用）

〔水産物流通促進対策事業〕

加工組合が佃煮やふなずしなどの技術向上と宣伝普及のために開催する滋賀県水産物加工品品評会への補助を行う。

〔物産振興事業〕

本県産品の販路開拓、伝統的工芸品の普及促進を図るため、伝統的工芸品の指定や伝統的工芸品展を開催する。

〔観光物産情報センター事業〕

東京および名古屋観光物産情報センターの管理運営を（社）びわこビジターズビューローに委託し、民間的創意による運営と各種物産展、観光展を開催し、県産品の照会、販路開拓に努めるとともに観光宣伝を行い観光客の誘致を図る。

〔地場産業総合振興事業〕

（財）高島地域地場産業振興センターが行う地場産業振興事業に対し支援を行い、地域特性あふれる地場産業の創出、地域ぐるみの産業振興を推進する。

〔地場産業新戦略支援事業〕

地場産業の振興を目的に、産地組合の取り組む事業に対して中央会の指導員および外部専門家による調査・研究・指導を行う。また、産地組合の取り組む地域ブランドの構築や新事業の創出のための事業に対して助成を行い、取り組みの促進・支援を図る。

〔伝統産業活性化モデル事業〕

伝統的工芸品産地の後継者育成への取り組みに対し、産地組合の支援をとおして助成を行う。また、滋賀県で築かれ、栄え、また消えていった数々の伝統産業および技術を調査し、掘り起こしを行うとともに、その文化的・技術的価値を検証し、地域資源としての活用の可能性を検討する。

〔感性価値創造デザイン調査事業〕

地場産業を製造業における地域資源の要としてとらえ、産地の歴史文化、特色や技術の掘り起こしを行うとともに、感性に訴える新たな市場の開拓を目標に、商品展開や販売方法の調査・提案を行う。

〔琵琶湖環状線沿線文化財探訪〕

滋賀県内に所在する様々な文化財を、県教育委員会と文化財の所在する市町、博物館等展示機関、観光関係機関、JR 西日本等との幅広い協働により県の内外にアピールする。平成 19 年度は全 59 事業を展開する。

(2) 関連する施策

上記のほか、中小企業の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るため、以下の中小企業支援施策を実施する。(平成 19 年度滋賀県中小企業支援計画より)

ものづくりの振興、技術力の強化支援

- ・ 滋賀 3 K ・ B I 産業 (環境 ・ 健康福祉 ・ 観光 ・ バイオ ・ I T の 5 分野) の創出に資する技術計画を認定し、これに基づき企業が行う研究開発等を支援する。
- ・ 県経済特区における事業のうち、産学共同研究体が行う研究開発事業や、中小企業者等が行う試作品開発事業および市場 ・ 販路開拓事業に対して支援する。
- ・ 環境関連技術ブランド構築の実践や、環境に配慮された商品づくりを推進する。

中小企業の新事業展開支援

() 経営革新支援

中小企業新事業活動促進法に基づき、中小企業者等の経営革新計画の承認を行うほか、承認後のフォローを行い、計画実施上の課題解決を支援し、また計画の進行管理を徹底させ、計画達成企業の増加を図る。

() 地場産業の振興支援

地場産業振興センターが行う活性化事業 (人材育成、販路開拓) や、中小企業団体中央会による地場産業団体支援事業、地場産業団体による地域ブランド構築や新事業創出、産地組合による後継者育成への取り組み等を支援する。

() その他の新事業展開支援

- ・ 民間企業の人材 ・ ノウハウを活用し、県内中小企業事業者の開発した優れた商品の市場開拓 ・ 販路拡大支援事業を実施する。
- ・ 「滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業」として、中小企業者等の 3 K ・ B I 産業の創出に資する研究開発等事業計画を知事が認定するとともに、当該計画に基づき企業が行う研究開発を支援する。
- ・ 経営革新承認企業ならびに滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定企業等が実施する事業のうち、事業化 ・ 市場化段階 (市場化ステージ) にある事業を支援する。
- ・ 現場ニーズを重視し、大学等との連携を通じた新たな健康福祉産業の創出を図るとともに、事業化、市場開拓について専門家による支援を強化する。
- ・ S O H O 事業者の活動支援とネットワーク形成の促進を図るため、草津 ・ 米原に設置する S O H O ビジネスオフィスの運営等を行う。

- ・ 産業支援プラザが行う本県の地域資源を活用したサービスの商品化・事業化可能性調査を行う事業を支援する。
- ・ 定年等により退職を迎えた団塊の世代が行う新規創業に対して支援する。

中小企業の経営基盤の強化

() 中小企業支援センターによる支援

- ・ 県中小企業支援センターにおいて、民間専門家等による窓口相談・派遣事業により、中小企業者、創業者等の抱える種々の経営課題解決を図る。また、創業者、創造的な事業活動を行う中小企業者からの求めに応じて、事業化に向けてのシーズの有望性、技術の先進性、ノウハウの独自性、事業の発展性等に関する事業の可能性について評価を行う。
- ・ 地域中小企業支援センターにおいて、コーディネーターや民間専門家による相談事業、中小企業施策等の情報の収集・提供事業などを、創業者や地域の中小企業者のニーズに応じてきめ細かく実施する。

() 中小企業の人材育成・活用支援

工業技術総合センター等の中小起業支援担当者を大学派遣研修や技術研修等を実施することにより、中小企業の支援能力を高める。

() 中小小売商業の振興支援

商店街・中心市街地の活性化を図るため、商店街振興組合連合会や商店街振興組合等が行う指導事業、商業基盤施設等整備事業等に対して支援する。

() 小規模事業者に対する支援

商工会・商工会議所が行う経営改善普及事業や、中小企業団体中央会指導員の人材育成事業や情報収集提供事業、中小企業支援機関の支援担当者の能力強化研修に対して支援する。

中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

- ・ 商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会、中小企業団体中央会が行う、経営改善普及事業や各種相談事業等に対して支援する。
- ・ また、近江商人の持つ代表的理念である「三方よし」の理念の普及を図るとともに、行政、企業、県民の各分野において創造的な人材の育成・確保につなげる。

金融面での支援

地域経済の活性化を図るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構等と連携し、地域活性化ファンドの組成を行い、地域資源を活用して新たな価値を創出することによって、消費者の感性に訴えるビジネスに取り組む事業者に対して、ファンドの運用益を財源に、継続的に支援していく取り組みを支援する。

以上